

被災ペット対応について

平成23年10月18日

1. 環境省における主要な取組

- ・ 緊急災害時動物救援本部や各自治体と連携して、被災ペットの救護を支援。
- ・ 緊急災害時動物救援本部を構成する4団体やペットフード協会等を含めた動物愛護の関連15団体に向けて、緊急災害時動物救援本部が行う被災地における家庭動物の保護・収容及び適正な飼養への支援に係る協力を要請。
- ・ 動物用ケージ1,895個、テント56張を購入し、動物用ケージ1,398個、テント56張を被災自治体及び被災者受入自治体に発送中。
- ・ 平成23年度本予算で、被災地等における仮設の動物収容施設設置に関する支援を実施。

2. 自治体等における取組

- ・ 飼い主からの引取り犬、放浪犬等については、各自治体により、動物愛護センターや保健所において動物愛護管理法に基づく収容、譲渡、飼い主探索等を実施。
- ・ 各地方獣医師会や動物愛護団体は、自治体と連携して被災動物の治療・一時預かりやペットフード等の物資の配付、避難所等の情報収集等を実施。
- ・ 岩手県、宮城県、仙台市および福島県では自治体が地方獣医師会、地元動物愛護団体などと現地動物救護本部を設置し、組織的に活動を実施。
- ・ 現在、少なくとも岩手県全域、宮城県、福島県の多くの市町村では仮設住宅でのペット連れ入居を可とする方針であると確認。
- ・ (社)ペットフード協会加盟88社のうち39社より、総計約293トンのペットフードの支援の申し出があり、順次発送。

3. 警戒区域内のペット保護・回収活動の状況

- ・ 福島県が、警戒区域内のペットについて4月28日から5月2日の5日間に実態調査を実施。初日には環境省も同行。
- ・ 5月10日から8月26日まで、住民の一時立入と連動して、環境省及び福島県が全面的に協力し、緊急災害時動物救援本部の協力を得てペットの保護、回収活動を合同で実施。
- ・ 岩手県、宮城県、仙台市および福島県では自治体が地方獣医師会、地元動物愛護団体などと現地動物救護本部を設置し、組織的に活動を実施。
- ・ 8月26日に住民の一時立入りが一巡したことから、一時立入りに連動した保護活動は終了し、9月からは警戒区域内の放浪犬・猫の保護活動を開始している。
- ・ これまでに警戒区域から保護したペットは、4月28日から8月26日までに犬302頭、猫190頭、9月3日から10月16日までに犬12頭、猫10頭。このうち、元の飼い主に返還されたのは、犬92頭、猫90頭(10月16日現在)。また、保護したペットの一部は、福島県内外の動物病院におい

て一時預かりしているほか、新しい飼い主への譲渡も開始。残りは福島県の収容施設において収容。

- ・ 活動の実施に当たり、環境本省からペット保護担当の職員1～2名を原子力災害現地対策本部（オフサイトセンター）に常駐、地方環境事務所等からも最大5名を派遣。10月17日までに、延べ42名の職員を派遣。
- ・ 保護・回収に当たり、環境省からの人材協力要請を受け、以下の自治体が支援。

派遣自治体	派遣期間	延べ日数	延べ派遣者数
東京都	5月21日～24日 7月8日～13日 7月13日～18日	16日間	14名
兵庫県	6月13日～19日 6月27日～7月3日 7月5日～7月17日 7月19日～8月22日	62日間	29名
栃木県	7月5日～8日 7月29日～8月1日	8日間	4名
長野県	7月13日～17日 7月29日～8月2日	10日間	6名
名古屋市	7月20日～26日	7日間	4名
神奈川県	7月21日～26日	6日間	4名
川崎市	7月30日～8月5日 8月4日～10日 8月9日～14日	20日間	3名
群馬県	7月31日～8月5日	6日間	1名
静岡県	8月1日～5日	5日間	4名
山梨県	8月5日～10日	6日間	1名
茨城県	8月6日～9日	4日間	3名

- ・ 保護・回収に当たり、環境省からの人材協力要請を受け、(社)日本獣医師会等は154名の獣医師を推薦。環境省自然環境局長が動物救護専門員として委嘱し、警戒区域内のペット保護・回収等の活動を実施。

4. 収容されたペットについて

保護、回収したペットは福島県の収容施設に収容しているところ。

- (1) 第1シェルター（福島市飯野）※4月下旬開設
 - ・ 10月15日現在の収容数：犬172頭、猫51頭
- (2) 第2シェルター（田村郡三春町）※9月下旬開設
 - ・ 10月16日現在の収容数：犬31頭、猫13頭